

「体罰の禁止」と「教職員による子どもに対するセクシャル・ハラスメントの防止」について



知夫小中学校
 Tel 08514-8-2015
 Fax // 8-2312
 〒684-0100
 知夫村 1053-1
 [HP] <https://www.chibumura.ed.jp/>

校長

体罰は、学校教育法第十一条において、「校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為です。」として禁止されています。

教職員による子どもに対するセクシャル・ハラスメントは、教職員が子どもを不快にさせる性的な言動等を行うことにより、子どもが学校生活を送る上で学習意欲の低下や喪失を招くことはもちろんのこと、子どもの人格形成や学校生活を越えた生活にまで影響を与えるなど、その子どもに大きな不利益を与える、極めて悪質で許されることのない人権侵害です。

知夫小中学校の教職員は、「体罰の禁止」や「教職員による子どもに対するセクシャル・ハラスメントの防止」について、校内研修の実施により認識を徹底し、今一度すべての教職員が、児童・生徒一人ひとりの人権を尊重し擁護する責務を負っているということを自覚し、教育活動を推進します。

※校内に、子どもの人権問題に関する「人権対策委員会」を設置していますので、子どもの人権問題に関してお困りのことがありましたらご相談下さい。

【学校教育目標】
 未来を切り拓く
 心豊かでたくましい
 知夫の子どもを
 育成する

【めざす子ども像】

- ・自ら学ぶ子ども
- ・共に生きる子ども
- ・たくましく
生きる子ども
- ・ふるさとを
愛する子ども

全隠岐陸上選手権大会

体育主任

四月二十九日（月）に行われた全隠岐陸上大会に参加しました。仲間を応援する姿、自分の限界に挑戦していく姿、最後まで全力を出し切ろうとする姿が日に日に多く見られるようになり、本当に子ども達はたくましくなったと思います。また、小中一貫校の強みを感じながら一丸となって大会に臨むことができました。団結力、挑戦していく姿勢、あいさつ、返事などのマナーをこれからの学校生活に生かしてほしいです。最後になりましたが、保護者の皆様をはじめ地域の方々、会場まで沢山の方が応援に駆けつけてくださり子ども達はとても心強かったと思います。応援ありがとうございました。

中学部三年

今年度の大会は雨で中止になることなく、全員が走りきることができました。大会中は、仲間を応援したり、それぞれ自己ベストが出たり、他校との交流もできました。選手一人ひとりが感謝を持って挑めたと思います。

中学部三年

中学部は惜しくも一位はとれなかったのですが、全力で挑めた大会でした。ふるまいの面でも、移動中や宿で選手全員がまとまって良いマナーで過ごせていたと思います。応援ありがとうございました。



小学部 楽しい遠足

小学部教頭

気持ちのよい快晴の下、小学部全校で西ノ島町遠足に出かけました。隣の島を歩き、自然や文化を体感する機会はなかなかありません。安全に気をつけ、縦割り班ごとにワクワク感を溢れさせながら歩きました。図書館「いかあや」で読書を楽しむ子どももいれば、浦ノ谷公園で先生たちと一緒にサツカーやアスレチックを楽しむ姿がたくさん見られました。帰りの内航船ではみんなクタクタになっていましたが、あいさつなどのマナーを守りながら交通機関内を利用することができました。

小学部 二年

きのう、えん足でいかあやとうらの谷こうえんに行きました。いかあやについてからえん本を読んだり、うらの谷こうえんであそびたりしました。とうそう中をしました。たのしかったです。おべんとうはおにわでたべました。さんとさんとさんとさんと先生と先生と先生とで食べました。おいしかったです。

今日、西ノ島のうらの谷公園といかあやにみんな遠足に行きました。さいしよは、いそかぜにのりました。つぎにバスにのり、そこから四km歩きました。音楽をながしながら楽しく歩きました。そのおかげで三十分早くつきました。ついたらみんなケイドロにブランコ、バスケットをしました。あつかったのであせをかきました。でも、どのあそびも楽しかったです。

小学部 四年



保護者の皆様へ（お願い）

気温が高くなり、熱中症が心配な季節になってきました。子どもたちには熱中症予防として体調管理（睡眠・食事）と、こまめな水分補給を指導しています。課外活動もありますので、お子様には毎日多めの水分（目安として、一、二リットル）を持たせるようにしてください。スポーツドリンクでもOKです。ご協力をよろしく申し上げます。

いじめ防止基本方針について

学校教育において、今「いじめ問題」が生徒指導上の重大な課題となっています。近年の急速な情報技術の発展と普及によりSNS等を介した新たないじめが生じるなど、いじめはますます複雑化・潜在化してきています。こうした中、すべての教職員が改めていじめについての理解を深め、防止や解決のために組織的に



取り組みが求められています。このため、本校でも、いじめ早期発見のため手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方を具体的に示すとともに、いじめを学校全体で正しく理解するため、「知夫小中学校いじめ防止基本方針」を作成しています。

今年度もこの方針をもとにして、授業改善や集団づくり、情報モラル教育に力を入れることで、児童生徒が安心して過ごせる学校を目指していきます。

また、いじめ防止対策委員会を組織し、いじめへの対応や重大事態が発生したときの対応について、関係機関との連携を含めて、学校全体で確認しています。保護者の方々にもいじめ防止基本方針について理解していただき、家庭と連携しながら、いじめのない知夫小中学校を目指していきたいと思えます。

※以下に知夫小中学校いじめ防止基本方針(ダイジェスト版)を掲載します。

知夫小中学校いじめ防止基本方針(ダイジェスト版) 知夫村立知夫小中学校

1. いじめの定義

児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

2. 知夫小中学校重点目標

早期発見のために、日頃から積極的に児童・生徒とふれ合い、変化を感じた際には、些細なことでも共有する。

3. いじめ予防の取り組み

- ① 互いに高め合う集団づくり(学級経営、児童・生徒会運営)
- ② 授業改善の取り組み(分かる授業、教え合い、学び合う学習集団作り、学校図書館活用)
- ③ 人権意識を高める授業の取り組み(道徳の授業、人権集会)
- ④ ネット問題への取り組み(学級通信、道徳の授業、保護者への啓発)
- ⑤ 家庭地域との連携(学級通信、家庭へのこまめな連絡)
- ⑥ いじめ防止対策委員会の取り組み

4. 早期発見・早期対応の取り組み

◎児童・生徒理解と情報交換→アンテナを高く持つ

- ① 全教職員での情報共有
- ② 教育相談の実施
- ③ アンケートの実施

5. いじめへの対応

- ① いじめられた児童・生徒への対応(保護者との連携)
- ② いじめた児童・生徒への支援と指導(保護者との連携)
- ③ 学級や学年など、周囲の児童・生徒への支援と指導
- ④ スクールカウンセラーや警察などとの連携

6. 重大事態への対応

- ◇ 児童・生徒が自殺を企図した場合
- ◇ 精神性の疾患を発症した場合
- ◇ 身体に重大な障害を負った場合
- ◇ 金品等に重大な被害を被った場合
- ◇ 児童・生徒が相当の期間(30日以上)学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ◇ 保護者から重大事態の訴えがあった場合
→村教育委員会に報告すると共に、村教育委員会と連携して対応する。